資料3

令和４年７月４日

奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会の公開について（案）

奈良県第二浄化センタースポーツ広場指定管理者選定審査会（以下、「審査会」という。）の公開方法について、下記のとおり定める。

記

１　審議会の会議は、原則公開とする。

ただし、奈良県情報公開条例（平成１３年３月奈良県条例第３８号）（以下、「条例」という。）第７条各号に規定する不開示情報に関して、会長が必要と認めるときは非公開とする。

２　１に基づき、第２回審査会の公開は次のとおりとする。

①審査内容

プレゼンテーション審査、採点、候補事業者の選定

②公開・非公開の別

非公開（条例第７条第３号、及び第５号に該当）

③非公開の理由

プレゼンテーションにおいて、応募事業者の営業上のノウハウが公開されることにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。

また、評価、候補事業者の選定を公開することにより、委員の率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

３　指定管理者の指定後、審査会の議事概要を県ホームページ上で公開する。